

令和8年度四万十市ウォーキング促進事業イベント業務仕様書

1 適用

本仕様書は、四万十市健康増進計画（第4期）に基づく、健康づくり活動の普及・啓発における取り組みの業務の履行に関し、必要な事項を定め、適用するものである。

2 業務名

四万十市ウォーキング促進事業イベント業務

3 業務概要及び目的

専門職による実践的な講義や体組成測定を通じて、働き盛り世代が自身の健康状態を把握し、その健康課題やニーズに応じた支援が提供されることで、参加者の主体的かつ継続的な健康づくり活動への定着を図り、生活習慣病の重症化予防、運動の習慣化など健康づくりへの意識の醸成や行動変容を促す。

4 業務の実施

- (1) 本業務実施にあたっては、専門職を講師とした健康づくりに関するセミナーやイベント開催、各種測定機器を活用した健康管理や健康づくりの意識の醸成につながる企画、運営実績のある業者とする。
- (2) 本業務実施にあたり、実施会場への専門職の確保と派遣における調整を行い、測定における使用機器の手配、搬入、操作、撤去等の各種機器の管理が行える業者とする。
- (3) 本業務実施において、参加者よりスマートフォンと健康づくりに関するアプリの連携や取り込み希望等があれば、会場において随時対応できる業者とする。
- (4) 市が指定する会場へ、講師派遣による現地開催を基本とするが、当日の天候などによりやむを得ない場合には、状況に応じてオンラインによる対応となる可能性があるため、オンライン実施が可能であり、その実績がある業者とする。

5 対象区域

四万十市全域

6 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年12月20日まで

7 業務内容

(1) イベントの企画、実施、運営について

ア 運動や栄養等の専門知識を有する専門職（理学療法士、作業療法士、保健師、管理栄養士、健康運動指導士等）の人員の調整や確保、会場への派遣

イ 専門職による健康づくりに関する講義及び実技の実施

ウ 効果的でスムーズな実施に向けて、適宜、事業担当者との協議を行う

エ イベント実施と回数

- ・全2回の実施（第1回目と第2回目の実施間隔はおおむね3か月）
- ・1回あたり定員50名程度
- ・1回あたり、講義や機器測定を含め150分程度

【第1回目】

- ・セミナー当日に体組成計を用いた測定会を実施する。
- ・当日測定した体組成の測定結果をもとに、専門職による結果の見方の説明やアドバイスを実施する。
- ・3か月後（第2回目）の測定会に向けた運動や食生活改善に関する実践的な講義を行い、参加者が自主的に健康づくりに取り組めるよう動機づけを行う。

【第2回目】

- ・第1回目と同様に体組成計を用いた測定会を実施し、第1回目からの測定結果の変化を確認する。
- ・測定結果の推移を踏まえ、専門職によるアドバイスを実施する
- ・1回目の内容を振り返るとともに、健康的な生活習慣を継続するためのポイントなどについて実践的な講義を実施する。

オ 実施するイベントの内容は、働き盛り世代の健康課題を捉えた内容とするとともに、健康に関心が薄い層にとって健康行動に取り組む契機となるような内容を企画する。

カ 一般的な体重や体脂肪率の測定にとどまらず、脚の筋肉量を点数化し評価する指標や部位別の筋肉量、脂肪量、基礎代謝量など、生活習慣病や将来的なフレイルの予防に直結する詳細な指標を短時間（1人当たり3分以内）で測定できる高精度な機器を設置する。

キ 測定結果を会場で打出し、個人ごとに渡すことができる機器を設置する。

8 実施にかかる以下の書類等を、市の指定する日時及び方法により納品すること。

- (1) 着手届
- (2) 実績報告書（事業実施記録）
- (3) その他、本業務を実施するにあたり市が求める資料等

9 業務の実施に係る留意事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。なお、本仕様書は本委託業務に係る最低限度必要とされる業務の概要を示したものであるため、業務の実施において本仕様書に定めのない事項や実施にあたっての疑義が生じた場合、受託者と委託業者間で協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、個人情報適切に取り扱うこと。
- (4) 受託者は、委託者と入念な打ち合わせを行い、委託者の意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもと業務を実施すること。
- (5) 受託者は、本事業の実施にあたり、業務の実施スケジュールを示し、その進捗状況等を委託者より要請があった場合は随時報告を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、やむを得ない事情により再委託が必要となる場合には、あらかじめ委託者に報告し、承認を得ること。
- (7) 本業務に関する打合せは原則四万十市役所で行うものとするが、やむを得ない事情があり、委託者による了承を得ている場合には情報通信機器を用いた方法による実施も可とする。
- (8) 本業務に関し、受託者における人件費や出張経費、資料作成、機材の準備等のすべての経費は、本委託料に含まれるものとする。
- (9) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報を他に漏洩、利用してはならない。
- (10) 本業務終了後は、業務完了日の日から5日以内に実績報告書等の必要な書類を委託者へ提出すること。

10 委託料の支払

- ・本仕様書に定める業務がすべて完了し、留意事項（10）に示す業務完了報告書を受理した日から10日以内に検査を行う。
- ・上記検査に合格した時は、受託者は市へ書面をもって委託料の支払いを請求し、市は支払いの請求書を受理した日から30日以内に受託者へ当該委託料の支払いを行う。